

令和6年度

# 遊漁のしおり



撮影／千葉真隆

本書についてのお問い合わせ先は  
新潟県内水面漁業協同組合連合会

新潟市中央区南万代町13-3  
☎ 025-241-5795

ホームページのアドレスは  
<https://niinaisuimen.jimdofree.com/>  
メールアドレスは  
[info@ni-naisuimen.com](mailto:info@ni-naisuimen.com)

住所

氏名

令和6年1月末日

新潟県内水面漁業協同組合連合会  
新潟県農林水産部水産課監修

## 目次

## はじめに

## I. 新潟県における漁業制度と遊漁

- 1. 漁業権の免許 ..... 1
- 2. 内水面における漁協の増殖事業、漁場管理  
..... 2
- 3. 遊漁料 ..... 3
- 県内共通遊漁承認証 ..... 4
- 4. 水産動植物の採捕の規則 ..... 6

## II. 遊漁上の制限または禁止事項について

- 1. 禁止期間 ..... 7
- 2. 全長の制限 ..... 8
- 3. 漁具漁法の制限及び禁止 ..... 8
- 4. 外来魚の再放流禁止 ..... 8
- 5. コイの持ち出し禁止と放流の制限 ..... 9

## 新潟県で釣りをする皆様へ ..... 11

## 付 表

- 組合別遊漁制限等の概要 ..... 14～63
- 「サクラマス」遊漁 ..... 64～67
- 釣り日誌 ..... 68～74
- 新潟県主要河川及び内水面漁業協同組合位置略図  
..... 75

このしおりは遊漁者の皆様のために書かれています。皆様は魚をとるのに法律や規則があるのをご存知でしょうか。また、誰のものでもない魚をとるのにどうしてお金を払わなければならないのか不思議に思われたことはありませんか。これらのことは、すべて水産関係の法令や規則で定められていることなのです。例えば「新潟県漁業調整規則」には、新潟県内の河川や湖で魚をとる場合の制限が定められています。禁止期間、漁具漁法の制限、全長の制限（採捕してはいけない水産動物の大きさ）等がそれです。また、料金を徴収することについては、漁業法に規定されています。

河川や湖沼には多くの水産動植物が生息していますが、海とは異なり非常に狭い面積の中で、何の規制もなしに勝手に採捕したとしたら、たちまち何もなくなってしまいうに違いありません。水産動植物等の生物資源は、石油や石炭等の資源と異なり、それを適切に管理することにより増えていくものです。ですから、法令や規則で水産動植物の採捕を制限したり保護・増殖したりすることにより、水産動植物を有効に利用することが可能となるわけです。

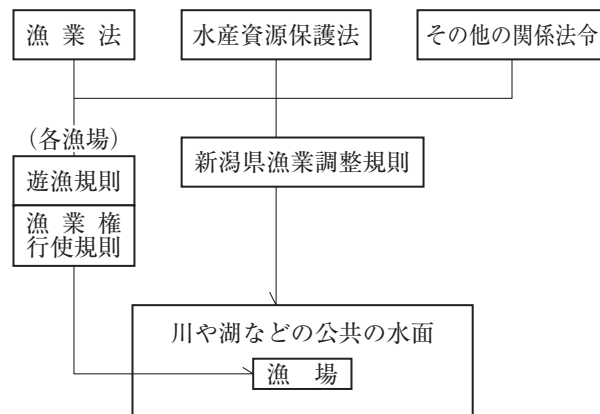
近年、川や湖において、楽しみのために魚を採捕することが盛んになっています。スポーツフィッシングの言葉も一般化しています。他のスポーツ同様、釣りにもルール（規則）があり、そのルールを守って魚を釣りあげた時の喜びはまた格別ではないでしょうか。

このしおりでは、こうした法律や規則で決められたルールを説明することに努めました。そのルールをよく理解し

ていただき、魚が棲める河川や湖を残すとともに釣りの楽しみを次の世代に伝えることは、現在釣りを楽しんでいる私達に課せられた義務ではないでしょうか。

趣旨をよくご理解のうえ、ルールを守って遊漁を楽しみましょう。

## I 新潟県における漁業制度と遊漁



### 1. 漁業権の免許

漁業権とは漁業を営む権利のことで、河川や湖沼で水産動植物を採捕する権利は、第五種共同漁業権と呼ばれます。漁業権の免許をするにあたっては、知事が、免許しようとする漁業権の種類や内容を決めた漁場計画を樹立し、公示します。それに対し、漁協等が漁業権の免許を申請し、県が免許することとなります。また、知事は漁場計画の樹立や漁業権を免許する際には、新潟県内水面漁場管理委員会に意見を聞かなければならないとされています。

新潟県内水面漁場管理委員会とは……漁業法に基づき設置されている行政委員会です。委員は漁業者代表4名、遊漁者代表2名、学識経験者代表4名で構成されています。県が行政をすすめる中で特に重要な事項（漁業権の免許、遊漁規則変更認可など）について、知事が新潟県内水面漁場管理委員会の意見を求め、正しく合理的な行政が行われるよう配慮されています。

## 2. 内水面における漁協の増殖事業、漁場管理

第五種共同漁業権を免許された漁業権者（以下、「漁協」という。）は、あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふななどの漁業権対象魚種について、種苗放流・産卵床造成等により増殖を図っています。この漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

遊漁料は、漁協に課されている増殖義務のための一部の経費として使用されているもので、漁協が定める遊漁規則に規定されています。限られた水産資源を有効に利用できるように、漁協と遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されています。

また、漁場の秩序維持のため、漁協は、腕章等を携帯した漁場監視員による漁場の巡回を行い、遊漁券（遊漁証、遊漁承認証等）を持たない人に遊漁券を販売したり、漁場の案内をしたり、規則を守っていない人に対しては指導を行ったりしていますので、その指示によく従ってください。

## 3. 遊漁料

漁業権の設定されている内水面で、釣り等をしている方は、漁協の組合員と遊漁者に大別されます。漁協の組合員とは、漁協が定める条件を満たし、漁協に加入した人で、毎年度決められた賦課金及び漁業権行使料を支払うことにより漁協が免許された漁業権を行使することができます。一方、遊漁者とは漁協に加入しないで釣り等をする人のことをいいます。漁協は漁場を管理するのに相当の経費を必要とするため、これらの費用の一部を遊漁者からも遊漁料として納入していただいています。遊漁料金は組合員が負担する賦課金、漁業権行使料の額と比べて、不当に高くないように、知事が新潟県内水面漁場管理委員会の意見を聞き、認可を行っています。

このため、漁業権対象魚種の釣り等をする場合は、前もって漁協ごとに指定する遊漁券取扱所で遊漁券（年券又は日券）を購入されるようお願いいたします。現場では、現場売り手数料が加算されますので割高になる場合があります。また、遊漁料は漁協によって異なり、魚をとる方法（漁法）やとる魚の種類によっても遊漁料が異なる場合がありますので、詳しくは、付表をご参照ください。遊漁料は改訂されることがありますので、ご注意ください。また、漁業権対象魚種でないものを釣る場合も、混獲のおそれがある場合は、トラブルを避けるためにも遊漁券を購入するようお願いいたします。

なお、新潟県内水面漁業協同組合連合会では、漁業権が設定されている新潟県内の内水面で使用することができる県内共通遊漁承認証を発行しています。県内共通遊漁承認証は、新潟県内水面漁業協同組合連合会と県内漁協及びこれらの指定する釣具店、オンラインシステム等で販売しています。

## 〈 県内共通遊漁承認証 〉

- (1) 県内共通遊漁承認証は、新潟県知事から第五種共同漁業権の免許を受けている各漁協と、新潟県内水面漁業協同組合連合会との契約に基づき、発行するものです。
- (2) 県内共通遊漁承認証は次の2種類があります。

	対象魚類	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
1	こい、ふな、にじます うなぎ、いわな、やまめ かじか、うぐい	竿釣	12,000円 (税抜)	県下一円
2	こい、ふな	竿釣	5,500円 (税抜)	県下一円

### 注意事項

- ① 県内共通遊漁承認証ではあゆ・さくらます・もくずがには釣れません。あゆ・さくらます・もくずがにを釣る時は地元漁協発行の遊漁券を購入してください。
- ② 県内共通遊漁承認証での遊漁期間については、漁協が定めて公表する遊漁期間です。ただし、新潟県漁業調整規則での禁止期間は除かれます。
- ③ 県内共通遊漁承認証の漁具漁法は「竿釣」に限られます。
- ④ 県内共通遊漁承認証は原則として再発行しません。
- (3) 県内共通遊漁承認証の発行に際しては、各遊漁者に対し、その証明と参考資料として下記のを交付します。

- ① 県内共通遊漁承認証 1枚 (緑色 12,000円券(税抜)  
黄色 5,500円券(税抜))
- ② カラーホルダー 1枚
- ③ 遊漁のしおり 1部

※オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

### 注意事項

県内共通遊漁承認証では奥只見ダム(北ノ又川、恋ノ岐沢を除く)並びに大鳥ダム(免許番号内共第12号)及び関川(妙高市大字兼保地内兼保橋上流端から氷沢川まで)(免許番号内共第16号)での遊漁はできません。また、次の表に掲げる各漁協のやまめ、いわな、にじますについては、P.7の禁止期間(新潟県漁業調整規則第37条)に加え、保護増殖のため独自の禁止期間が設定されていますのでご注意ください。

漁協名	河川名	魚種	解禁日	区間〔その他の区間は3/1解禁〕
三面川鮭産	三面川 及び その支川	やまめ いわな	3/1	三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 さくらますの遊漁券を購入した者は、三面川、高根川及び各支流の全域
			6/16	三面川及び各支流の全域
荒川	荒川及び その支川	やまめ いわな	4/1	荒川本流丸山大橋より上流の各支流
			6/16	荒川及び各支流全域
胎内川	胎内川 及び その支川	やまめ いわな にじます	3/1	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域
			6/16	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より下流の全区域
加治川	加治川	やまめ いわな	3/1	第一頭首工より上流の区域
			5/1	第一頭首工より下流の区域
松浜内水面 新潟市大形地区 阿賀野川 東蒲原郡	阿賀野川 及び その支川	にじます	3/1	P.26漁場区域をご確認ください
五十嵐川	五十嵐川	にじます	1/1	守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ
刈谷田川	刈谷田川 及び その支川	やまめ いわな にじます	4/1	P.38漁場区域をご確認ください
魚沼	魚野川他	にじます	3/1	P.40、44漁場区域をご確認ください
中魚沼	清津川他	にじます	3/1	P.48漁場区域をご確認ください
関川水系	関川及び その支川	にじます	3/1	P.52、54漁場区域をご確認ください
糸魚川内 水面	早川、海川、 姫川及び その支川	にじます	3/1	P.60漁場区域をご確認ください

#### 4. 水産動植物の採捕の規則

水産動植物の保護・培養や水面を総合的かつ有効に利用するために漁業法や水産資源保護法が制定されています。これらの法律は、河川や湖沼などの公共用水面であれば、全国的に適用されます。

新潟県漁業調整規則は、漁業法や水産資源保護法を土台にしてそれに新潟県内の実情を加味して制定されたものです。この規則は、新潟県内の公共用水面のみ適用されます。

漁業権行使規則や遊漁規則は新潟県漁業調整規則を土台とし、漁場の実情を踏まえて漁協ごとに定めたものです。また、漁業権行使規則や遊漁規則は、知事の認可が必要になります。

## Ⅱ 遊漁上の制限または禁止事項について

漁業法、水産資源保護法、新潟県漁業調整規則により規定されている遊漁上の制限または禁止事項は、新潟県内全ての河川と湖沼に適用され、違反した場合は罰則が科せられます。

### 1. 禁止期間（新潟県漁業調整規則第37条）

次の表の左欄に掲げる水産動物（卵を含む）は、産卵繁殖を保護するため、同表の右欄に掲げた期間採捕できません。また、この規定に違反して採捕した水産動物（卵・製品も含む）の所持や販売は禁止されています。

水産動物名	禁止期間
あ ゆ	1月1日から6月15日まで 10月1日から10月7日まで
さ け	1月1日から12月31日まで
さくらます	9月10日から11月30日まで <sup>※1</sup>
やまめ （さくらますのうち産卵のため河川にそしたものを除くものをいう。以下同じ）	10月1日から翌年2月末日まで
い わ な	10月1日から翌年2月末日まで
か じ か	4月11日から4月20日まで

※1：三面川、荒川、胎内川、加治川以外の河川でのさくらますの採捕には、新潟県漁業調整規則第33条により県知事の許可が必要となっており、遊漁者による採捕はできません。

## 2. 全長の制限（新潟県漁業調整規則第37条）

次の表の左欄に掲げる水産動物は資源保護のため、同表の右欄に掲げる大きさのものは採捕禁止です。また、この規定に違反して採捕した水産動物（卵、製品も含む）の所持や販売は禁止されています。

水産動物名	大きさ
やまめ	全長 15cm 以下
いわな	全長 15cm 以下
うなぎ	全長 25cm 以下

## 3. 漁具漁法の制限及び禁止（新潟県漁業調整規則第35条）

次に掲げる漁具漁法で水産動植物を採捕することはできません。

1. 水中に電流を通じてする漁法
2. 瀬干漁法
3. ごろかけ漁法（あゆごろかけを除く。）
4. 潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法
5. 水中銃を使用する漁法
6. 火光を利用する漁法

## 4. 外来魚の再放流禁止（新潟県内水面漁場管理委員会指示）

ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）、ブルーギルの外来魚は無秩序な密放流により河川・湖沼に生息域を拡大しており、その強烈な魚食性から在来種や稀少生物に重大な影響を及ぼしています。採捕（釣獲）後の再放流が、資源の増加と生息域の拡大を促していることから、新潟県内水面漁場管理委員会では、外来魚の再生産等資源増

殖の抑制により魚類生態系を保全していくことを目的とし、「外来魚の再放流禁止」の指示を発動しています。

### (1) 再放流の制限（新潟県内水面漁場管理委員会指示）

新潟県内水面漁場管理委員会では、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次の内容の指示を毎年度発出しています。

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

- ① ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）
- ② ブルーギル

## 5. コイの持ち出し禁止と放流の制限

新潟県内水面漁場管理委員会では、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等（ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。）について、次の内容の指示及び公告を毎年度発出しています。

### (1) 持ち出しの禁止（新潟県内水面漁場管理委員会指示）

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、新潟県内水面漁場管理委員会が承認

した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

## (2) 放流等の制限（新潟県内水面漁場管理委員会指示）

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、新潟県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、新潟県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## (3) 持出禁止水域（新潟県内水面漁場管理委員会公告）

ア 阿賀野川水系の本流及び支川

イ 鳥屋野潟

### （参考）新潟県内水面漁場管理委員会指示に違反した場合の罰則

新潟県内水面漁場管理委員会指示は、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に根拠をもっており、これに従わない者がいる場合は一定の手続きを経て知事が命令を発し、この命令に従わないときには罰則の適用があります（1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられます）。

## 新潟県で釣りをする皆様へ

～安心して釣りを楽しむためのお願い～

- 出発前に健康チェックを行い、新型コロナウイルスの症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、釣りをキャンセルしてください。
- ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 釣り道具は消毒済みのものを使用し、仲間との共用は避けてください。  
(外来生物、病原体の持込み防止のため)
- 遊漁券は事前に購入し、目立つところに掲示してください。
- ブラックバス類、ブルーギルを再放流しないでください。
- 他の河川から魚（おとりアユ等）を持ち込まないでください。
- 河川ごとのルールに留意した行動をお願いします。
- お出かけの前に県又は市町村のホームページから道路の通行規制等について最新の情報を入手してください。
- お出かけの前に気象庁のホームページから降雨の状況等について最新の情報を入手してください。また、河川によっては国土交通省のホームページから水位の情報を入手することも可能です。



付表 ◆組合別遊漁制限等の概要

内共第1号（大川）

(漁場区域)
村上市府屋地内国道7号府屋大橋下流端から下流30mの線から上流の大川及びその支川の区域

内共第2号（勝木川）

(漁場区域)
村上市寝屋地内国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線から上流の勝木川及びその支川の区域

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(1人1本 (あゆの餌釣り、ルアー釣りは禁止))	6/16~11/30の間で 組合が公表する期間 (10/1~10/7を除く)	10cm以下
うぐい		1/1~12/31	
いわな		3/1~9/30	15cm以下
やまめ			
*1 もくずがに	かに籠(1人3個 まで)	10/1~5/31	甲羅径 5cm以下

\*1 もくずがには大川のみ採捕可能

(遊漁料納付場所)

組合事務所(村上市温出)、交流の館八幡(勝木)、前田商店(下新保)、フィッシャーズ村上店(仲間町)、

(禁止区域・期間)
1. 村上市荒川口地内大淵頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)
2. 村上市中継地内イスズリ頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)
3. 村上市雷地内砂防堤上流端から上流の小俣川の区域
4. 村上市山熊田地内山熊田砂防堤上流端から上流の山熊田川の区域
5. 村上市山熊田地内金剛川林務治山堰堤下流端から下流500mから上流の金剛川の区域
6. 国道7号府屋大橋下流端から下流30mの線から上流JR大川鉄橋上り線の上流端までの大川の区域
以上、1月1日から12月31日まで

(禁止区域・期間)
1. 村上市立島地内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)
2. 村上市板屋沢地内板屋沢頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)
3. 村上市北田中地内北田中頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)
4. 国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線から上流JR勝木川鉄橋上り線の上流端までの勝木川の区域
以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	1,600円 [700円]	6,000円 [700円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
うぐい	1,000円 [700円]	3,000円 [700円]	
いわな			
やまめ			
*1 もくずがに	—	2,000円 [700円]	

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

高橋おとり屋(小川)、セブンイレブン山北勝木店(勝木)、組合が指定するオンラインシステム

## 内共第3号 (三面川)

(漁場区域)
次の基点第1号と基点第2号とを結んだ線から上流の三面川及びその支川の区域 基点第1号：村上市岩ヶ崎宇多岐山地内多岐神社鳥居側に設置した新潟県漁場基点第6号 基点第2号：三面川河口突堤最先端

(禁止区域・期間)
1. 三面ダム放水路から下流300mに至る三面川の区域 2. 三面川沿岸土地改良区下野堰堤下流端から下流200mに至る三面川の区域 3. 鈴ヶ滝から下流500mに至る高根川の区域 4. 猿田発電所放水口から上流100m、下流200mの間の三面川の区域 5. 猿田ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の猿田川の区域 6. 奥三面ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の三面川の区域 7. 種川(通称)の区域(保護区域) 8. 滝矢川及びその支流の区域(保護区域) 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	手かぎ(1本) 竿釣(1本(どぶ釣りの釣針1本以内、えさ釣りは禁止))	6/16~11/30の間で組合が公表する期間(10/1~10/7を除く)	12cm以下
こい	竿釣(1本)	1/1~12/31	—
ふな			—
わかさぎ			—
いわな		3/1~9/30 <sup>*2</sup>	15cm以下
やまめ			
<sup>*1</sup> さくらます	竿釣(1人1本)	3/1~6/15	—

\*1 さくらますの遊漁については64ページ参照

\*2 三面川ダムより下流の三面川本流区域及び曇ノ上橋より下流の高根川本流区域は6/16~9/30

### (遊漁料納付場所)

組合事務所(村上市若葉町)、大滝清治(西興屋)、子ども釣具店(古渡路)、ジャック三春屋(泉町)、須貝時栄(基太)、セブンイレブン小川店(小川)、セブンイレブン猿沢店(猿沢)、相馬博隆(高根)、

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	2,000円 [2,000円]	10,000円 [2,000円]	消費税抜 18歳以下及び女性： 無料 肢体不自由者：半額
こい	1,500円 [2,000円]	5,000円 [2,000円]	
ふな			
わかさぎ			
いわな			
やまめ	—	19,000円	
<sup>*1</sup> さくらます、 いわな、やまめ			

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

おとり高橋(小川)、フィッシャーズ村上店(仲間町)、前田商店(下新保)、鮭屋(佐藤利男)(新屋)、平田おとり販売所(十川裏)、セブンイレブン山辺里インター店(山辺里)、組合が指定するオンラインシステム

内共第4号（荒川）

(漁場区域)
村上市と胎内市との境界から上流新潟県と山形県との境界に至る荒川及びその支川の区域。 ただし、村上市海老江地内港橋上流端から上流120mの線から上流の乙大日川を除く。

(禁止区域・期間)
1. 大石ダム堤体上流端から上流150mの区間、堤体及び堤体下流端から黒岩頭首工まで 2. 荒川水力岩船発電所ダム堰堤上流50m、下流200m 3. 東北電力鷹ノ巣発電所ダム堰堤上流50m、下流300m 4. 荒川頭首工、村上市内荒川用水取入堰上流端から上流50m、下流端から下流300m（魚道を含む） 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	手釣(1本) 竿釣(長さ10m までのもの3本 以内(あゆ、 いわな、やま めは1本))	公示の日～9/30及び 10/8～11/30の間で 組合が公表する期間	12cm以下
こい		1/1～12/31 (4/1～6/15本流は除く)	15cm以下
ふな			7cm以下
うぐい			10cm以下
うなぎ			30cm以下
いわな		4/1～9/30 (4/1～6/15本流は除く)	15cm以下
やまめ			
かじか		タモ網(1本)	6/1～12/31
もくずがに	かにかご(1人 10個以内(1個 当たり0.063m <sup>3</sup> 以内))	9/1～12/31	—
*1 さくらます	竿釣(1人1本)	3/1～6/15	—

\*1 さくらますの遊漁については65ページ参照

(遊漁料納付場所)

組合事務所（村上市荒島）、本間釣具店（新潟市西区山田）、

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	2,000円 [2,000円]	8,000円 [2,000円]	小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
こい	1,000円 [2,000円]	5,000円 [2,000円]	
ふな			
うぐい			
うなぎ			
いわな			
やまめ			
かじか			
もくずがに	—	4,000円	
*1 さくらます	—	20,000円	

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

組合が指定するオンラインシステム、組合が指定した店舗及び者

## 内共第5号（胎内川）

(漁場区域)
胎内川及びその支流の全区域

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	手釣(1本) 竿釣(1本) ごろがけ	7/10～9/30及び 10/8～11/30 (ただし、ごろがけは 8/1～9/30及び10/8～ 11/30)	—
こい		*2 1/1～12/31	15cm以下
ふな			10cm以下
うぐい		*3 3/1～9/30	15cm以下
にじます			
いわな			
やまめ		*4 1/1～12/31 (4/11～4/20を除く)	—
かじか			
*1 さくらます	竿釣(1人1本)	3/16～6/15	—

\*1 さくらますの遊漁については66ページ参照

\*2, \*3, \*4 東北電力株式会社黒川発電所えん提までは6/16～9/30

## (遊漁料納付場所)

組合事務所（胎内市下赤谷）、奥胎内ヒュッテ（下荒沢）、ロイヤル胎内パークホテル（夏井）、坂上おとり店（鼓岡）、デイリーヤマザキ下越黒川店（近江新）、たるが橋観光交流センター（下赤谷）、越竿洞釣具店（本町）、上州屋新潟女池店（新潟市中央区女池神明）、

(禁止区域・期間)
1. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水えん堤上流端から上流150m、同えん堤下流端から下流300mの区域
2. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域
3. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水えん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域
4. 胎内市熱田坂地内胎内川第一号砂防ダムえん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域
5. 胎内市下荒沢地内胎内川ダムえん堤上流端から上流400m、同えん堤下流端から下流300mの区域
6. 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域
7. 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域
8. 胎内市下荒沢地内奥胎内ダムえん堤上流端から上流400m同えん堤下流端から下流100mの区域
以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	1,500円 [1,000円]	6,000円 [1,000円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
こい			
ふな			
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
かじか	—	20,000円	
*1 さくらます			

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

フィッシャーズ黒崎店（西区山田）、同竹尾IC店（東区はなみずき）、同村上店（村上市仲間町）、平田おとり店（山居町）、トビスケ新潟店（新潟市東区浜谷町）、鈴木釣具店（聖籠町連野）、組合が指定するオンラインシステム

内共第6号（加治川）

(漁場区域)
次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の加治川及びその支川の区域。 基点第3号 北緯38度01分14.5秒 東経139度16分53.6秒（基点第4号の対岸） 基点第4号 北蒲原郡聖籠町次第浜地区船溜場敷地上流端（北緯38度01分10.6秒 東経139度16分45.4秒）

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	手釣 竿釣 ごろかけ	6/16～9/30及び 10/8～11/30の間で 組合が公表する期間	—
いわな やまめ	手釣 竿釣	*2 3/1～9/30	15cm以下
*1 さくらます	竿釣(1人1本)	3/16～5/31	—

\*1 さくらますの遊漁については67ページ参照

\*2 第一頭首工より下流の加治川本流の区域は5/1～9/30

(遊漁料納付場所)

組合事務所（新発田市住田）、クラシマ釣具店（中央町）、大ものや釣具店（御幸町）、伊藤文彦（岡田）、鈴木釣具店（聖籠町蓮野）、

(禁止区域・期間)
1. 新発田市地内加治川右岸頭首工（旧 大庄屋江頭首工）堰堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む）。 2. 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の区域（魚道を含む）。 3. 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流150m、下流端から下流300mの間の区域（魚道を含む）。 4. 新発田市滝谷地内飯豊川第二発電所（風穴発電所）堰堤上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の区域。 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(遊漁料の額) ※		備 考
	日券	年券	
あゆ	あゆ・いわな・やまめ 2,000円 [500円]	あゆ・いわな・やまめ 8,000円 [500円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
いわな	いわな・やまめ 1,000円	いわな・やまめ 5,000円	
やまめ	[500円]	[500円]	
*1 さくらます	—	20,000円	

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

上州屋新潟女池店（新潟市中央区女池神明）、トビヌケ新潟店（東区浜谷町）、フィッシャーズ黒埼店（西区山田）、同竹尾店（東区はなみずき）、同村上店（村上市仲間町）

内共第7号（新井郷川分水路、新井郷川、福島潟）

(漁場区域)
次の基点第5号と基点第6号とを結んだ線から上流の新井郷川分水路、新井郷川、福島潟及びその支川の区域と1号排水溝及び大荒川からの分派点から下流福島潟への流入点までの大通川の区域。ただし、派川新井郷川分水路、派川加治川、通称胡桃山放水路、福島潟放水路、新発田川放水路、太田川との合流点から上流の新発田川、新潟市北区上堀田地内上堀田橋上流端から上流の駒林川、新発田市戸板沢地内旭橋上流端から上流の松岡川及び新発田市月岡温泉地内神明橋上流端から上流200メートルの線（北緯37度53分02.5秒 東経139度18分48.9秒と北緯37度53分01.7秒 東経139度18分49.3秒）から上流の荒川、新潟市北区上堀田地内上月・平林1号橋上流端から上流の1号排水溝を除く。 基点第5号 新潟市北区松浜町3500番地先の松浜海岸堤防西端（新井郷川分水路右岸）（北緯37度57分55.9秒 東経139度08分41.1秒） 基点第6号 新潟市北区松浜みなと地内の松浜海岸堤防東端（新井郷川分水路左岸）（北緯37度57分54.8秒 東経139度08分38.2秒）

(禁止区域・期間)
1. 福島潟土地改良区第二排水機場量水計を中心とした半径200m内の区域 2. 福島潟土地改良区第二排水機場量水計より正面堤防沿い上流60mの点を中心とした半径200m内の福島潟の区域 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
こい	手釣 竿釣（1人3本以内）	1/1～12/31	15cm以下
ふな			5cm以下
もくずがに	かに籠 (1人1個以内)	9/1～4/30	甲羅径 5cm以下

(魚種)	(遊漁料の額)		
	日券	年券	備考
こい	300円	1,500円	小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
ふな			
もくずがに	—	3,000円	

(遊漁料納付場所)

長谷川哲夫（北区新島甲265番地）及び組合が指定した者

## 松浜内水面漁業協同組合

新潟市北区松浜7丁目3641 TEL.025-259-2035 FAX.025-259-3775

## 新潟市大形地区漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間4335-52 TEL.0254-99-5105 FAX.0254-99-5106

## 阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881-4 TEL.0254-99-1031 FAX.0254-99-1035

<http://www.aganogawa.jp/>

## 東蒲原郡漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町津川685-1 TEL.050-8884-3760 (Fishing-hut内)

<http://www.toconamigawa.jp>

### 内共第8号 (阿賀野川)

#### (漁場区域)

次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域  
基点第5号：新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角  
ウ：基点第5号から278度の線と対岸との交差点

#### (キャッチ&リリース区間)

いわな、やまめについては、常浪川の太田橋上流域及び支流の区域で9月1日から9月30日までの期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

#### (アユ友釣り専用区域)

次に掲げる常浪川流域・新谷川流域を友釣り専用区とする。  
・長木橋下流から常浪橋の間  
・太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間 (通称、松林の間)  
・栃堀橋から高出橋下流300mの間  
・細越橋下流から600mまでの間 (3つ目の床止めまで)  
・五十沢橋下流200mの床止めから新谷川河口までの間

#### (禁止区域・期間)

1. 五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域  
10月8日から10月31日まで
2. 阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域
3. 阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域
4. 阿賀野川水系阿賀野川頭首工 (小松) 上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域
5. 飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区
6. 阿賀町岡沢字屋敷平 (新谷地内) 新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域 (新谷川沿釣堀)
7. 新潟市秋葉区地内の満願寺開門と小阿賀樋門の中間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内
8. 阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域 (陸上自衛隊大日原演習場)
9. 阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域 (陸上自衛隊大日原演習場)  
上記2～9、1月1日から12月31日まで



内共第8号（阿賀野川）

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）	
あゆ	徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、投網（網目1.3cm以上、支流は網の長さ3m以下）、筒（かじかのみ、1人2個以内）、ヤス（かじかのみ）	7月第1日曜日～10/31 *1 (10/1～10/7を除く)	—	
こい		6/21～翌年5/31	15cm以下	
ふな			7cm以下	
うぐい		1/1～12/31	15cm以下	
にじます		3/1～9/30		15cm以下
いわな				
やまめ		5/1～翌年3/31	4cm以下	
かじか				
もくずがに		かに籠（1人3個以内）	*2 *3	甲幅 5cm以下

\*1 常浪川・新谷川にアユの友釣り専用区あり

\*2 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域は1/1～3/31

\*3 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域は7/1～12/31

（遊漁料納付場所）

各組合事務所、阿賀野川漁業協同組合連合会（阿賀町石間）、藤井釣具店（五泉）、高橋釣具店（新潟・秋葉区）、鈴木釣具店（聖籠町）、関口釣具店（阿賀野）、物井釣具店（福島県）、上州屋（新潟女池店・赤道店・会津若松店）、本間釣具店（黒埼店・竹尾店）、山内釣具店（会津坂下町）、長谷川おとり（常浪川）、宮川おとり（常浪川）、Fishing-hut（阿賀町津川）、

（魚種）	（遊漁料の額）※		
	日券	年券	備考
あゆ	徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、ヤス、筒 2,000円 〔2,000円〕	徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、ヤス、筒 6,000円 〔2,000円〕	消費税込 年券購入の場合は 写真が必要(5cm×4cm) 高校生又は18歳以下： 無料 肢体不自由者：半額
こい			
ふな			
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
かじか			
もくずがに			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

トビスケ新潟店（東区）、風間釣具店（新潟・中央区）、鮎久（五十嵐おとり）（阿賀町）、五頭山籠うららの森（村杉）、せいの屋（五泉）、セブンイレブン（五泉論瀬店、阿賀野保田店、五泉船越店、阿賀三川店、津川店）、ローソン（安田小松店）、ヤマザキショップ（みかわ中嶋店・阿賀町白崎）、ファミリーマート（津川平堀店）

内共第9号（鳥屋野潟）

(漁場区域)
新潟市江南区亀田大月3丁目、新潟市江南区山ニッ池内月見橋下流端から新潟市中央区紫竹山内排水せきに至る栗ノ木川、鳥屋野潟及び清五郎潟の区域。ただし、鳥屋野潟にあつては中央区神道寺宇鳥屋野潟439、440、441、442、443、高志1丁目1510の11511、小張木3丁目24、25、小張木宇鳥屋野潟緑349の2、349の3、349の4、349の5、349の6、349の7、349の8、349の9、349の10、349の11、349の12、349の13、349の14、349の22、桜木町45の1、45の5、45の6、45の7、175の4、175の8、438、1301の2、1311の9、1311の26、1311の38、1311の39、1333の3、1394の5、1394の6、1394の7、1394の8、1394の9、1394の33、1394の34、1396の2、3612の2、3613の2、3614の1、3614の2、3615、3618の1、3618の2、3619の1、3619の2、3619の3、3620の1、3620の2、3620の3、3620の4、3622の1、3623の1、3623の2、3623の4、3623の7、3623の8、3623の9、3624の1、3624の2、3624の3、3624の4、3624の5、3624の6、3624の7、3624の8、3625、3630の1、3630の2、3631の1、3631の2、3632の2、3632の3、3632の4、3632の5、3633の6、3633の7、3633の8、3633の9、3633の10、3633の12、3634の1、3634の3、3634の4、3634の5、3635、3636の2、3636の3、3636の4、3636の5、3636の6、3637の1、3638の1、3638の2、3639の1、3639の2、紫竹山宇鳥野378の2、415の2、415の3、416の1、416の2、紫竹山宇鳥野潟762、763、764の1、764の2、清五郎川東237の2、清五郎宇鳥野潟乙770、乙771、乙772、乙773、乙774、乙775、乙776、乙777、乙778、乙779、乙780、乙782、乙799の1、乙799の2、乙799の3、乙799の4、乙799の5、乙799の6、乙799の7、乙799の13、乙799の15、曾川宇鳥野潟甲3653、甲3654、甲3659、甲3663、甲3678、太右エ門新田宇鳥野潟471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、俵柳宇鳥野潟780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、鳥屋野潟宇鴨田745の1、鳥屋野潟宇鳥野潟731、732の1、732の2、732の3、733、734、735の1、736の1、736の2、736の3、736の4、736の5、736の6、736の7、736の8、736の9、736の10、736の11、736の12、736の13、737の1、740の1、741の1、743の1、743の2、743の3、743の4、743の5、743の6、744の1、744の2、744の3、748の1、748の2、748の3、748の4、748の5、749の1、749の2、750、751の1、752の1、

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
こい	手釣 竿釣 投網	1/1~12/31	15cm以下
ふな			7cm以下

(遊漁料納付場所)

組合事務所（新潟市中央区清五郎）及び組合が指定した者

(漁場区域 (つづき))
長潟1丁目1287の1、1287の2、1287の3、1287の4、1287の子、1292、1293の1、1293の2、1294、1295の1、1295の2、1295の3、乙783、乙784の1、乙784の2、乙785の1、乙785の2、乙785の4、乙785の5、乙787の1、乙787の2、乙789の1、乙789の3、乙789の4、乙789の5、乙790の1、乙790の2、乙790の3、乙791、乙792の1、乙792の2、乙793、乙794の1、乙794の2、乙794の3、乙794の4、乙794の5、乙794の6、乙794の7、乙794の9、乙794の10、乙794の11、乙794の12、乙794の13、乙794の14、乙794の15、乙794の16、乙794の17、乙794の18、乙794の19、乙794の20、乙794の21、乙794の22、乙794の23、乙794の24、乙794の25、乙794の26、乙794の27、乙794の28、乙794の29、乙794の30、乙794の31、乙794の32、乙794の33、乙794の34、乙794の35、乙794の36、乙794の37、乙794の38、乙794の39、乙794の40、乙794の41、乙794の42、乙794の43、乙794の44、乙794の45、乙794の46、乙794の47、乙794の48、乙794の49、乙794の51、乙794の52、乙794の53、乙794の54、乙794の55、乙794の56、乙794の57、乙794の58、乙794の59、乙794の60、乙794の61、乙794の62、乙794の63、乙794の64、乙794の65、乙794の66、乙794の67、乙794の68、乙794の69、乙794の70、乙794の71、乙794の72、乙794の73、乙794の74、乙794の75、乙794の76、乙794の77、乙794の78、乙794の79、乙794の80、乙797、乙799の8、乙799の9、乙799の10、乙799の11、乙799の12、乙799の14、乙800、乙801、乙802、乙803、乙804、乙805、乙806、乙807、乙808、乙809、乙810、乙811、乙812、乙813、乙814、乙815、乙816、乙817、乙818、乙819、乙820、乙821、乙822、乙823、乙824、乙825、乙826、乙827、乙828、長潟大場723の1、760の4、弁天橋通1丁目1512、丸潟新田宇鳥野野潟緑1508、女池宇鳥野野潟3606、3610、3641、女池南3丁目344の2、344の3、344の4、344の5、345、3520の乙丑、3557の2、3558の2、3558の3、3558の4、3559の1、3560の1、3561の1、3596の1、3597の1、3600の1、3601の1、3604、3611の1、3611の2、3611の丙、江南区楚川宇鳥野野潟甲1254、甲1255、甲1256、甲1257及び鳥屋野潟放水路を除く。

(禁止区域・期間)
なし

(魚種)	(遊漁料の額)		
	日券	年券	備考
こい	手釣、竿釣 100円	手釣、竿釣 1,000円	幼児：無料 小中学生：半額 肢体不自由者：半額
ふな		投網 3,000円	

## 信濃川漁業協同組合

新潟市江南区平賀字酒座川原967 TEL.025-280-6143 FAX.025-280-6143

### 内共第10号（信濃川）

（漁場区域）
新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷺ノ木大通川及び中之口川の区域。 ただし、関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷺ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内J R 東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川の区域を除く。

（禁止区域・期間）
新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀樋門下流端から300mまでの小阿賀野川の区域 以上、1月1日から12月31日まで

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）
こい	手釣 竿釣	1/1～12/31	15cm以下
ふな			5cm以下
もくずがに	かにかご(5個1カ 統とし、1人6カ 統まで)	1/1～5/31及び 10/1～12/31	甲幅 5cm以下

（魚種）	（遊漁料の額）		
	日券	年券	備 考
こい	300円	3,000円	幼児：無料 小中学生：半額 肢体不自由者：半額
ふな			
もくずがに	—	3,000円	

### （遊漁料納付場所）

組合事務所（新潟市江南区平賀）

内共第10号（加茂川）

（漁場区域）
新潟市秋葉区小須戸地内小須戸橋から上流、三条市大字柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線に至る信濃川、加茂川、下条川及び支川の区域

（禁止区域・期間）
1. 加茂川の芦の出頭首工堰堤下流端から下流日吉橋まで1,000mの区域
2. 下条川ダムのめがね橋の上下流の区域（上流へ100m、下流へ30m）
3. 信濃川の三条市地内大島頭首工上流端から上流47m、下流端から下流126mの区域 以上、1月1日から12月31日まで

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）
あゆ	手釣 竿釣(1人2本以 内) 籠	7/1~11/30の間で 組合が公表する期間 (10/1~10/7を除く)	10cm以下
いわな	刺網 *1	3/1~9/30	15cm以下
やまめ			

\*1 刺網は中学生以下で加茂川橋上流端から上流、昭和橋下流端までの加茂川で遊漁する場合以外は禁止

（魚種）	（遊漁料の額）※		
	日券	年券	備考
あゆ	1,000円 [200円]	5,000円 [200円]	中学生以下：無料 肢体不自由者：無料
いわな			
やまめ			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合七谷ふ化場（加茂市大字長谷）、中長時計計店（殻町）、

栢森釣具店（赤谷）、本間養魚場（宮寄上）

内共第10号 (五十嵐川)

(漁場区域)
三条市柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線から上流信濃川と刈谷田川との合流点に至る信濃川、旧西蒲原郡中之口村、旧白根市地内新飯田橋から上流の中ノロ川、五十嵐川およびその支川の区域。ただし、次の支川を除く。貝喰川、中之島川。

(禁止区域・期間)
1. 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。 2. 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。 3. 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。 4. 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。 5. 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 6. 燕市地内の中之ロ川に築造されている中之ロ川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 7. 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域(47.0m)の境界から上流103.0mの区域内。 8. 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。 9. 三条市吉ヶ平地内の守門川第6号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域。 ※第6号堰堤から第7号堰堤の区域内に第1号堰堤と第8号堰堤があります。全て禁止区域となりますのでご注意ください。 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(1人1竿、こい釣1人3竿) あゆ・竿ころがし釣(1人1竿) 投網・三角網・ヤス(1人1統、ヤスはかじかに限る)	6/16～11/30の間で*1 組合が公表する期間	12cm以下
こい		1/1～12/31	15cm以下
うぐい			10cm以下
にじます		1/1～12/31 (2月は禁漁のため除く)	15cm以下
いわな		3/1～9/30	
やまめ			
かじか	1/1～12/31 (4/11～4/20を除く)	4cm以下	

\*1 友釣りとは7/1午前6時～11/30まで、ゴロ掛けは9/10午前6時～11/30までとする。ただし、渡瀬橋より上流の区域は10/1～10/7まで、渡瀬橋より下流の区域は10/1～10/14までを禁漁とする。

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	2,000円 [1,000円]	10,000円 [1,000円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
こい	1,000円 [1,000円]	4,000円	
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
かじか			

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

\*2 投網(あゆ、こい、うぐい)、三角網(かじか)の場合

(遊漁料納付場所)

組合事務所(三条市高岡)、組合が指定するオンラインシステム、

その他組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店

## 刈谷田川漁業協同組合

長岡市栃堀6044 TEL.0258-86-7224 FAX.0258-86-7224

### 内共第10号（刈谷田川）

(漁場区域)
三条市鬼木横道3373番地6と長岡市地内字大沼新田に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川及びその支川の区域。

(禁止区域・期間)
1. 刈谷田川ダム下流端から下流虎谷川との合流点まで。 2. 刈谷田川と増沢川との合流点から上流700m。但し、ふるさと交流広場脇、階段式護岸40m区間を除く。（栃尾フィッシングパーク） 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(1人3本以内(あゆ、にじます、いわな、やまめの遊漁は1人1本以内))	1/1~12/31 (1/1~6/15及び10/1~10/7を除く)	—
こい		1/1~12/31	15cm以下
ふな			7cm以下
うぐい		4/1~9/30	15cm以下
にじます			
いわな			
やまめ	3/1~9/30		

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	1,000円 [500円]	5,000円 [500円]	中学生以下：無料 肢体不自由者：無料 中学生でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは半額
こい	800円 [800円]	4,000円 [500円]	
ふな			
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

### (遊漁料納付場所)

組合事務所（長岡市栃堀）、ミサワスポーツ店（長岡市金町）、刈谷田ドライブイン（長岡市栃堀）、

栃尾観光協会（道の駅R290とちお）、栃尾フィッシングパーク（長岡市栃堀）

内共第10号（魚野川）

（漁場区域）  
 三条市今井（旧栄町大字今井）地内蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と、新潟市（旧白根市、旧中之口村地内）の新飯田橋上流端から上流の中ノロ川の区域。  
 ただし、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の渋海川、三条市（旧栄町）鬼木横道3373番地6に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市地内ならさわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川を除く。

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）	
あゆ	竿釣(1人3本以内(あゆは1人1本))	公示の日～11/30 (10/1～10/7を除く)	—	
こい		1/1～12/31 (6/10～6/20を除く)	15cm以下	
ふな		1/1～12/31 (5/11～5/20を除く)	7cm以下	
うぐい				
にじます		3/1～9/30まで	15cm以下	
いわな				
やまめ		1/1～12/31 (期間内で理事が定める日まで)	25cm以下	
うなぎ				
かじか		竿釣(3本以内)、ヤス(1本)、たも網(1本)、徒手採捕	1/1～12/31 (4/10～4/20を除く)	6cm以下

（キャッチ&リリース区間の設置）

いわな、やまめ、にじますについては、内共第10号区域内にある次の区域で3月1日から9月30日までの期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600mの区域

②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域

（禁止区域・期間）  
 次ページ参照

（魚種）	（遊漁料の額）※				
	日券	年券	備考		
あゆ	2,750円 [2,000円]	16,500円	消費税込 小、中学生：無料 身体障がい者手帳を有する肢体不自由者及び療育手帳を有する者：申請により半額 女性：半額 組合管内に住所を有する19歳未満の高校生：申請により無料		
こい	2,150円 [2,000円]	9,500円			
ふな					
うぐい					
にじます					
いわな					
やまめ					
うなぎ					
かじか				にじます、いわな、やまめを除く 600円 [600円]	にじます、いわな、やまめを除く 3,050円

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（遊漁料納付場所）

組合事務所（魚沼市佐梨）、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長・支部長宅・旅館・食堂、コンビニエンスストア、オンラインシステム、監視員、その他）、漁場監視員が監視又は取り締まる場所

## 内共第10号（魚野川）

(禁止区域・期間)
1. 小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25mの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160mの点を結ぶ線によって囲まれた信濃川の区域（発電所放水路を含む）
2. 燕市分水地内信濃川新洗堰上流端から下流400mの間の区域
3. 燕市分水地内大河津分水路固定せき上流端から上流650m（右岸にあっては、1,050m）、下流端から下流1,400mの間の信濃川の区域（魚道を含む）
4. 湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70m、下流端から松沢橋上流端までの間の魚野川の区域（魚道を含む）
5. 藪神発電所・第二藪神発電所堰堤上流端から上流50m、下流端から下流250mの間の破間川の区域（魚道を含む）
6. 上条発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の黒又川の区域（魚道を含む）
7. 上条発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流400mの間の平石川の区域（魚道を含む）
8. 黒又川第1ダム上流端から上流500m、下流200mの黒又川の区域
9. 黒又川第2ダム上流端から上流500m、下流300mの黒又川の区域
10. 黒又川第2発電所放水口から下流700mの黒又川の区域
11. 黒又川第1発電所放水口中心から半径50mの破間川の区域
12. 第1末沢ダム上流端から上流200mの末沢川の区域（末沢発電所放水口を含む）
13. 湯之谷ダム堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の佐梨川の区域
14. 第2末沢ダム上流端から上流50mの末沢川の区域
15. 平石ダム上流端から上流50mの平石川の区域
16. 末沢支水路注水口中心から半径50mの黒又川（黒又川第1貯水池内）の区域
17. 内檜沢第1第2取水ダム上流端からそれぞれ上流100m、下流端から下流50mの間の区域

(禁止区域・期間) (つづき)
18. 足沢取水ダム上流端から上流100m、下流端から下流50mの区域
19. 小千谷市地内の国土交通省妙見堰上流2,500mから下流500mまでの区間（魚道及び閘門を含む）
20. 南魚沼市清水瀬地内の国土交通省三国川ダム堤体上流端から上流500mの網場までの区間、堤体及び堤体下流端から下流200mのわらびの取水堰までの区間
21. 三条市栄地内の国土交通省蒲原大堰上流端から上流200mの区域
22. 燕市地内の国土交通省中ノロ川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区域
23. 湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの間の区域（湯沢フィッシングパーク）
24. 南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域（城内フィッシングパーク）
25. 毛渡沢1号ダム左右両岸の副ダムより下流20mの区域（魚道を含む）
26. 毛渡沢2号ダム左右両岸の副ダムより下流20mの区域（魚道を含む）
27. 蓬沢2号ダム左岸の魚道内
28. 大源太川下流砂防堰堤副ダムより下流20mの区域（魚道を含む）
29. 松川入川第2砂防堰堤より下流50m（副ダム、魚道を含む）
30. 二居ダム上流端から上流500mおよび下流500mの清津川の区域
31. カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域
32. 魚沼市小平尾地内広神ダム分水工室から下流200mの和田川の区域
以上、1月1日から12月31日まで



内共第11号（北ノ又川、恋ノ岐沢）

(漁場区域)
次の基点第6号とエとを結んだ線から上流の北ノ又川及びその支川（奥只見湖を含む。）、基点第7号と基点第8号とを結んだ線から上流の恋ノ岐沢及びその支川（奥只見湖を含む。）の区域
基点第6号：魚沼市湯之谷芋川仕入沢国有林64林班に設置した標柱
基点第7号：魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林68林班に設置した標柱
基点第8号：魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林65林班に設置した標柱
エ：基点第6号から192度15分の線と対岸との交差点

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
こい	竿釣(1人3本)	1/1～12/31	15cm以下
ふな		(6/10～6/20を除く)	7cm以下
うぐい		1/1～12/31	
にじます			
いわな		4/21～9/30まで	15cm以下
やまめ			
わかさぎ		1/1～12/31	—

(キャッチ&リリース区間での採捕尾数の制限)
いわな、やまめ、にじますについては、内共第11号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。ただし、次の区域を除く。(4月21日から9月30日まで)
①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川
②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川
③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川

(禁止区域・期間)
次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北の又川及びその支川の区域
ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置
イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の5、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置
以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(遊漁料の額)※		
	日券	年券	備考
こい	1,050円 [525円]	4,800円	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
ふな			
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
わかさぎ			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

(遊漁料納付場所)
組合事務所（魚沼市佐梨）、同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム、監視員、その他）

内共第12号（只見川） ※福島県との共有漁場

（漁場区域）  
次に掲げる基点第9号とオとを結ぶ線から下流基点第10号とカとを結ぶ線までの只見川及びその支川の新潟県の区域。  
ただし、福島県南会津郡檜枝岐村地内袖沢と只見川との合流点から上流魚沼市湯之谷及び福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所堰堤の上流500mの線までの区域並びに内共第13号の漁場の区域を除く。  
基点第9号：新潟県、福島県及び群馬県の境界点（沼尻川左岸）  
オ：基点第9号から110度の線と対岸との交差点  
基点第10号：新潟県と福島県との境界点（只見川左岸）  
カ：基点第10号から90度の線と対岸との交差点

（禁止区域・期間）

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）
こい	竿釣(1人2本)	1/1~12/31 (6/10~6/20を除く)	15cm以下
ふな			
うぐい		1/1~12/31 (5/25~5/31を除く)	7cm以下
いわな		4/21~9/30	15cm以下
やまめ			
わかさぎ		1/1~12/31	—

（魚種）	（遊漁料の額）※		
	日券	年券	備考
こい	1,050円 [525円]	4,800円	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
ふな			
うぐい			
いわな			
やまめ			
わかさぎ			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

（キャッチ&リリース区間での採捕尾数の制限）  
いわな、やまめについては、内共第12号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。ただし、次の区域を除く。（4月21日から9月30日まで）  
①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川  
②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 56を結んだ線から上流域の仕入沢

（遊漁料納付場所）  
組合事務所（魚沼市佐梨）、同組合遊漁承認証取扱所、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム、監視員  
○檜枝岐村漁業協同組合（福島県南会津郡檜枝岐村字見通1155-1）  
同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所  
○伊北地区非出資漁業協同組合（福島県南会津郡只見町只見字田中1215-1）  
同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所  
関係各市町村にある釣具店、一部取扱商店、個人販売所

# 中魚沼漁業協同組合

十日町市干溝1508 TEL.025-763-3012 FAX.025-763-3012

## 内共第10号（清津川）

(漁場区域)
次の基点1と“ア”を結んだ線から上流新潟県と長野県との境界に至る信濃川及びその支川の区域。 ただし、次の支川を除く。十日町市（旧中里村）及び南魚沼郡湯沢町の境界より上流の清津川。 基点1：小千谷市大字塩殿字下原甲655番地に県が設置した標柱ア：基点1から115°-00の線と対岸との交差点

(禁止区域・期間)
1. JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域 2. 十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200m、下流端から下流750mの間の区域(魚道を含む) 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣 投網	6/16～11/30の間で組合が公表する期間 (10/1～10/7を除く)	—
こい		1/1～12/31	15cm以下
ふな			
うぐい			25cm以下
うなぎ			
にじます		3/1～9/30	15cm以下
いわな			
やまめ			
かじか		1/1～12/31 (4/11～4/20を除く)	—

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	竿釣 2,200円 [1,000円]	あゆを含む全魚種 竿釣11,000円 [1,000円]  あゆを除く 竿釣 6,600円 [1,000円]	消費税込 小中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
こい	竿釣 1,100円 [1,000円]		
ふな			
うぐい			
うなぎ			
にじます	こい、ふな、 うぐいのみ 330円 [1,000円]		
いわな	投網 (あゆを含む) 4,400円 [1,000円]		
やまめ			
かじか			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

## (遊漁料納付場所)

組合事務所（十日町市干溝）、組合が指定した釣具店、

組合が指定するオンラインシステム

## 柏崎刈羽内水面漁業協同組合

柏崎市石曽根798-2

TEL.0257-27-3232

FAX.0257-27-3232

### 内共第13号（鯖石川）

(漁場区域)
柏崎市地内安政橋下流端から上流の鯖石川及びその支川の区域

(禁止区域・期間)

なし

### 内共第14号（鶺鴒川）

(漁場区域)
柏崎市地内八坂橋下流端から上流の鶺鴒川及びその支川の区域

(禁止区域・期間)

なし

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(長さ8m以内) 投網(1人1ヶ統)	6/16~11/30の間で 組合が公表する期間 (10/1~10/7を除く)	10cm以下
うぐい		1/1~12/31の間で 組合が公表する期間	
こい	竿釣(長さ8m以内)	1/1~12/31の間で 組合が公表する期間	15cm以下
ふな			25cm以下
うなぎ		3/1~9/30の間で 組合が公表する期間	15cm以下
いわな			
やまめ			

(魚種)	(遊漁料の額)		
	日券	年券	備考
あゆ	全魚種 手釣、竿釣 1,000円	手釣、竿釣 6,000円	消費税込 小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
うぐい			
こい	こい、ふな、 うぐい 手釣、竿釣 500円	あゆ、うぐい 投網 8,000円	
ふな			
うなぎ			
いわな	あゆ、うぐい 投網 1,000円		
やまめ			

### (遊漁料納付場所)

組合事務所（柏崎市石曽根）、(有)釣具の岸（東港町）

内共第15号（関川）

(漁場区域)
上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川（保倉川を含む。）及びその支川の新潟県の区域（妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く）。
ただし、にじます漁業及びやまめ漁業にあつては、妙高市青田地区内青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域、上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端から上流の矢代川及びその支川の区域、妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域、上越市中郷区岡川地内洪江川第3号砂防ダム上流端から上流の洪江川及びその支川の区域、妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域、上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域、上越市清里区荒牧地内楡池川砂防堰堤から上流の楡池川及びその支川の区域、上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域、上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域に限る。

(禁止区域・期間)
陸上自衛隊関山演習場（国有地：上越市中郷区西四ッ谷新田しぶえ橋より上流域）
1月1日から12月31日まで

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(1人1本) 投網(手元から重りの先端まで5m以下(網目12mm以上))	7/11~11/30 (10/1~10/7を除く)	—
いわな		3/1~9/30	15cm以下
やまめ			10cm以下
にじます		*1 1/1~12/31	
うぐい			
こい			
ふな			

\*1 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられているためご注意下さい。

(キャッチ&リリース区間)
いわなについては、関川本流一之橋から地震滝橋の区間。竿釣で毛針ルアーのみ、パープレスシングルフックを使用。採捕した魚はその場で放流しなければならない。

(遊漁料納付場所)

組合事務所（妙高市美守）、岡田釣具店（上越市岡原）、上州屋上越店（富岡）、フィッシャーズ上越店（春日新田）、デイリーヤマザキ上越中郷店（中郷区藤沢）、Yショップ中郷（中郷区藤沢）、グリーンホスピタリティフードサービス㈱（頸城区西福島）、石田猛/石田釣具店（妙高市毛祝坂）、セブンイレブン新井長森店（長森）、セブンイレブン妙高関山店（関山）、

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	竿釣 2,000円 [500円]	竿釣 5,000円 [500円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
いわな	竿釣 1,500円 [500円]	投網 (あゆを含む) 12,000円 [500円]	
やまめ			
にじます			
うぐい			
こい			
ふな			

※ [ ] は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

丸山酒店（西野谷新田）、あけぼの商店（杉野沢）、明星荘（杉野沢）、ローソン新井高柳店（高柳）、妙高市観光協会（田口）、N・Dショップ（新工町）、妙高ふるさと振興㈱（猪野山）、マルニ西脇株式会社（姫川原）、バンバン高田店（長野市高田）、濁川商会（上堀之内）、組合が指定するオンラインシステム

## 関川水系漁業協同組合

妙高市美守2-1-38

TEL.0255-75-5148 FAX.0255-75-5148

<http://e-sekikawa.jp/>

### 内共第16号（関川上流） ※長野県との共有漁場

(漁場区域)
妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流水沢川との合流点までの関川本流並びに水沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあつては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の水沢川との合流点までの間の関川本流並びに水沢川及びその支川の区域に限る。

(禁止区域・期間)
なし

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
いわな	竿釣(1人1本)	3/1~9/30	15cm以下
やまめ			
にじます			
うぐい		*1 1/1~12/31	10cm以下

\*1 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられているためご注意ください。

(キャッチ&リリース区間)
いわなについては、関川本流一之橋から地震滝橋の区間。竿釣で毛針ルアーのみ、パーブレスシングルフックを使用。採捕した魚はその場で放流しなければならない。

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
いわな	竿約 1,500円 [500円]	竿約 6,000円 [500円]	消費税込 中学生以下：無料 肢体不自由者：半額
やまめ			
にじます			
うぐい			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

### (遊漁料納付場所)

組合事務所(妙高市美守)、岡田釣具店(上越市岡原)、上州屋上越店(富岡)、フィッシャーズ上越店(春日新田)、デイリーヤマザキ上越中郷店(中郷区藤沢)、Yショップ中郷(中郷区藤沢)、グリーンホスピタリティフードサービス(頸城区西福島)、石田猛/石田釣具店(妙高市毛祝坂)、セブンイレブン新井長森店(長森)、セブンイレブン妙高関山店(関山)、丸山酒店(西野谷新田)、

あけぼの商店(杉野沢)、明星荘(杉野沢)、ローソン新井高柳店(高柳)、妙高市観光協会(田口)、N・Dショップ(新工町)、妙高ふるさと振興(猪野山)、マルニ西脇株式会社(姫川原)、パンパン高田店(長野市高田)、濁川商会(上堀之内)  
○北信漁業協同組合(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2)  
同組合が指定し公示した場所

## 桑取川漁業協同組合

### 内共第17号（桑取川）

(漁場区域)
上越市有間川地内国道8号有間川大橋下流端から上流の桑取川及びその支川の区域

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	竿釣(1本) 投網(直径3.5m以内のもの 1ヶ統)	6/16~11/30の間で 組合が公表する期間 (10/1~10/7を除く)	なし
うぐい		1/1~12/31	
かじか	カゴ(2ヶ以内)	1/1~12/31 (4/11~4/20を除く)	

### (遊漁料納付場所)

田口屋商店（上越市有間川）、長沼商店（西横山）

上越市有間川667 TEL.025-546-2217 FAX.025-546-2217

(禁止区域・期間)
なし

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	—	竿釣 2,700円 [500円] 投網 3,500円 [500円]	小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
うぐい	—		
かじか	—	カゴ 3,500円 [500円]	

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

## 能生内水面漁業協同組合

糸魚川市大字能生801 TEL.025-566-4854 FAX.025-566-4854

### 内共第18号（能生川）

（漁場区域）
糸魚川市能生地内国道8号能生大橋下流端から下流30mの線から上流の能生川及びその支川の区域

（禁止区域・期間）
なし

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）
あゆ	竿釣	公示の日～10/31 *1 (10/1～10/7を除く)	15cm以下
うぐい		1/1～12/31	
いわな		3/1～9/30	
やまめ			
かじか			5cm以下

\*1 能生大橋下流端から下流30mの線から上流能生谷橋までの間は、9月21日から10月7日までを禁漁とする。

（魚種）	（遊漁料の額）※		
	日券	年券	備考
あゆ	2,000円 [1,000円]	7,000円 [1,000円]	消費税抜 小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
うぐい			
いわな			
やまめ			
かじか			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

### （遊漁料納付場所）

組合事務所（糸魚川市大字能生）、高島商店（大沢）、セブンイレブン能生インター店（寺山）、陸川釣具店（能生）、Yショップ能生わたせ店（大沢）、対岳荘（柵口）、山城屋（柵口）、

権現荘（麦平）、えびす釣具店（大野）、本間釣具店上越店（上越市春日新田）、上州屋上越店（富岡）



## 糸魚川内水面漁業協同組合

糸魚川市大字須沢2426 TEL.025-552-7828 FAX.025-552-7828

### 内共第19号（早川）

(漁場区域)
次の基点第15号と基点第16号とを結んだ線から上流の早川及びその支川の区域 基点第15号 糸魚川市中宿地内の海岸護岸西橋（早川右岸） 基点第16号 糸魚川市中宿地内の海岸護岸東橋（早川左岸）

### 内共第20号（海川）

(漁場区域)
次の基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の海川及びその支川の区域 基点第17号：糸魚川市竹ヶ花地内海岸護岸西端（海川右岸） 基点第18号：糸魚川市押上2丁目地内海岸護岸東端（海川左岸）

### 内共第21号（姫川）

(漁場区域)
次の基点第19号と基点第20号とを結んだ線から上流の姫川及びその支川の新潟県の区域。ただし、小滝川の支川であるカラソ沢の支川及び新潟県糸魚川市大字山口地内のJ R西日本大糸線第6下姫川橋梁上流端から蒲原沢との合流点までの姫川本流及び蒲原沢の区域を除く。 基点第19号：糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端（姫川右岸） 基点第20号：糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端（姫川左岸）

(魚種)	(漁具漁法)	(遊漁期間)	(全長制限)
あゆ	手釣 竿釣(長さ11m以内)	6月第4土曜 ～9/30	10cm以下
うぐい		3/1～9/30	
にじます	(あゆの遊漁を行う場合は、コロガン釣りとりルアー釣り禁止)	3/1～9/30	15cm以下
いわな		3/1～9/30 (4/11～4/20を除く)	5cm以下
やまめ			
かじか			

#### (遊漁料納付場所)

組合姫川事務所（糸魚川市大字須沢）、同組合が指定した者

(禁止区域・期間)
糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む） 以上、1月1日から12月31日まで

(禁止区域・期間)
なし

(禁止区域・期間)
1. 糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第7発電所堰堤上流端から上流50m、下流端から下流の大糸線第3橋りょう上流端の間の区域（魚道を含む） 2. 糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の区域（魚道を含む） 3. 糸魚川市大字小滝字牛落地区内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域（ヒスイ峡フィッシングパーク） 以上、1月1日から12月31日まで

(魚種)	(遊漁料の額) ※		
	日券	年券	備考
あゆ	2,200円 [1,000円]	10,450円	消費税込 小学生以下：無料 中学生：半額 肢体不自由者：半額
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
かじか			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

## 羽茂川内水面漁業協同組合

佐渡市羽茂本郷659 TEL. 0259-88-2038 FAX. 0259-88-3647

### 内共第22号（羽茂川）

（漁場区域）
次の基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の羽茂川及びその支川の区域 基点第17号：佐渡市羽茂大橋3387地内雨水排水溝西端（羽茂川左岸） 基点第18号：佐渡市羽茂漁港護岸堤防－5東端（羽茂川右岸）

（禁止区域・期間）
1. 佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域 2. 佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域 以上、1月1日から12月31日まで

（魚種）	（漁具漁法）	（遊漁期間）	（全長制限）
あゆ	手釣 竿釣 投網（網の全長3.6m以内） たも網（直径1m以下）	8/1～11/30 （10/1～10/15を除く）	—
うぐい		1/1～12/31	15cm以下
いわな		3/1～9/30	
やまめ			

（魚種）	（遊漁料の額）※		
	日券	年券	備考
あゆ	800円 〔200円〕	4,000円 〔200円〕	幼児：無料 小中学生：半額 肢体不自由者：半額
うぐい			
いわな			
やまめ			

※〔 〕は遊漁場において漁場監視員に納付するときの加算額

### （遊漁料納付場所）

組合事務所（佐渡市羽茂本郷）

## 「サクラマス」遊漁

### 1 三面川

漁協名	三面川鮭産
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効）
募集期間	令和6年1月15日～1月31日
募集人数	200名（200名を越えた場合は抽選）
抽選日	令和6年2月6日（予定）
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可）
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣穫数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣穫数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣穫数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外）
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	令和6年3月1日～6月15日
遊漁の区域	三面ダムより下流の三面川本流の区域 雲ノ上橋下流より下流高根川本流の区域
遊漁料金	年券 19,000円（消費税抜）現場売り無し
連絡先	住所：村上市若葉町15-1 三面川鮭産漁業協同組合 電話：0254-52-3758 FAX：0254-53-0699

### 2 荒川

漁協名	荒川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効）
募集期間	令和6年1月10日～1月31日
募集人数	200名（200名を越えた場合は抽選）
抽選日	令和6年2月1日（予定）
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可）
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣穫数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣穫数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣穫数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外）
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	令和6年3月1日～6月15日
遊漁の区域	上流関川村地内丸山大橋下流端から、下流村上市地内高速道路橋上流端まで、荒川頭首工取水入堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区域を除く荒川本流に限る
遊漁料金	年券 20,000円（現場売り無し）
連絡先	住所：村上市荒島144-24 荒川漁業協同組合 電話：0254-62-1163 FAX：0254-62-1190

### 3 胎内川

漁協名	胎内川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効）
募集期間	令和6年2月1日～2月16日
募集人数	100名（100名を越えた場合は抽選）
抽選日	令和6年2月20日（予定）
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可）
遊漁証等の交付、着用サクラマス釣穫数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣穫数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣穫数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外）
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	令和6年3月16日～6月15日
遊漁の区域	胎内川頭首工下流端までの胎内川全区域
遊漁料金	年券 20,000円（現場売り無し）
連絡先	住所：胎内市下赤谷245-1 胎内川漁業協同組合 電話：0254-47-3122 FAX：0254-47-3334

### 4 加治川

漁協名	加治川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付（別記連絡先）、応募は一人一枚（複数応募は無効）
募集期間	令和6年1月15日～2月16日
募集人数	100名（100名を越えた場合は抽選）
抽選日	令和6年2月19日（月）（予定）
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む（現金書留でも可）
遊漁証等の交付、着用サクラマス釣穫数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン（写真入り遊漁証付き）と遊漁案内、サクラマス釣穫数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣穫数の報告書とともに漁協に返納（返納無き場合は次年度除外）
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	令和6年3月16日～5月31日
遊漁の区域	第二頭首工禁止区域下流端から第三床止工の下流端から300mの区間を除いた聖籠町次第浜地区船溜場敷地上流端まで
遊漁料	年券 20,000円（現場売り無し）
連絡先	住所：新発田市住田510 新発田市加治川支所 農林水産課内 加治川漁業協同組合 電話：0254-33-3108 FAX：0254-33-3930

## 釣 り 日 誌

日付	月	日	天候		行先
釣法					
釣果(魚種、尾数、大きさ等)					
備考	.....				
日付					
月					
日					
天候					
行先					
釣法					
釣果(魚種、尾数、大きさ等)					
備考	.....				
日付					
月					
日					
天候					
行先					
釣法					
釣果(魚種、尾数、大きさ等)					
備考	.....				

日付	月	日	天候		行先
釣法					
釣果(魚種、尾数、大きさ等)					
備考	.....				
日付					
月					
日					
天候					
行先					
釣法					
釣果(魚種、尾数、大きさ等)					
備考	.....				

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考	.....					
.....						
.....						



